

平成25年1月31日以降の

# 森林の土地取引には 茨城県水源地域保全条例に基づく 事前届出が必要です



## 条例の目的

私たちの生活に欠かせない豊かな水資源は、水源地域の森林により育まれています。その恩恵を将来にわたって利用できるよう、茨城県水源地域保全条例が制定されました。

## 森林の土地の事前届出制度

平成24年10月3日に施行された茨城県水源地域保全条例に基づき、知事の定める水源地域内の森林について、所有権の移転等\*をしようとするときは、その30日前までに、当事者の氏名・住所、移転後の土地の利用目的等を知事に届けなければなりません。

\*贈与、売買、交換、地上権等の設定、使用貸借、賃貸借に係る契約に関する移転等が対象となります。相続は対象外です。

### <問い合わせ>

条例の内容については、県林政課のホームページを御覧いただくか、裏面の届出先にお問い合わせください。<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/nourin/rinsei/>

茨城県農林水産部林政課計画担当 TEL:029-301-4031 FAX:029-301-4039

茨 城 県

## 事前届出制度に関するQ & A

Q1: 水源地域の森林の事前届出制度の目的は?

A1: 水源地域の森林の土地売買等の状況を県が事前に把握し、必要な助言等を通じて、県内の水源地域の森林の保全を図る制度です。

Q2: 水源地域はどこですか?

A2: 水源地域は、市町村長の意見を聴いて、県知事が指定します。平成24年12月上旬には水源地域を決定し、県報や県林政課ホームページでお示しする予定です。平地林や山岳林を問わず、多くの森林が対象となる見込みです。

Q3: どのようなときに届出が必要なのですか?

A3: 水源地域の土地の所有権、地上権、使用及び収益を目的とする権利等の移転等に係る契約をしようとするときに届出が必要となります。

※相続は対象外です。

Q4: 届出は誰がどのようにするのですか?

A4: 水源地域の土地の所有者が、契約をしようとする30日前までに県林政課又は農林事務所に届け出てください。

Q5: 届出の記載内容は?

A5: 契約の当事者の氏名・住所、当該土地の所在・面積、所有権等の種別、契約後の土地の利用目的等です。

届出の様式は県林政課のホームページより入手できます。

Q6: 届出をしないとどうなるのですか?

A6: 無届や虚偽の届出が行われた場合は、氏名等を公表することがあります。

Q7: 森林法の「森林の土地の所有者届出制度」とはどう違うのですか?

A7: 森林法の「森林の土地の所有者届出制度」は、事後の届出制度で、新たに土地の所有者となった人が市町村長に届出をします。

### 届出先

届出先	住所	電話番号
県庁農林水産部林政課	水戸市笠原町978-6	029-301-4031
県北農林事務所林業振興課	常陸太田市山下町4119	0294-80-3370
県央農林事務所林業振興課	水戸市柵町1-3-1	029-231-2079
鹿行農林事務所林業振興課	鉾田市鉾田1367-3	0291-33-4123
県南農林事務所林業振興課	土浦市真鍋5-17-26	029-822-7087
県西農林事務所林業振興課	筑西市二木成615	0296-24-9176